

▼INDEX▼

■【監査室 WEB 情報】
・「監査ニュース」　～新卒採用活動の効率化を重視し、大学内説明会を行う企業が増加　外４件～
■【内部監査情報】
・「平成２６年度内部監査基本計画」を公表！！
・「競争的資金の監査」の実施について
■【監事監査情報】
・平成２６年度監事監査計画について
■【連載企画】
・解決！！クロネコさん
～会計監査人監査と会計検査はどちらも会計に関することを対象としている外部監査のようですが、どう違うのでしょうか？また、会計検査は、なぜ会計「監査」ではなく「検査」なのでしょうか？～
■【お知らせ】
シリーズ監査室の挑戦!!①
・「勘査」から「監査」へ　～内部監査品質管理評価レポートの作成～
■【Audit Cafe】
・「無謀な試み」

表題写真：資福寺のアジサイ

監 査 室 WEB 情 報

・「監査ニュース」～新卒採用活動の効率化を重視し、大学内説明会を行う企業が増加　外４件～

「監査ニュース」は、不正事件などのハードな内容から、業務改善に役立つ情報や日常の気になる話題まで、読者の役に立ちそうな情報をピックアップし掲載しております。

今月号の「監査ニュース」では他大学で発生した問題等を取り上げたほか、梅雨の季節が近づいていることから、屋内でも楽しめるよう読書をキーワードとして「2014 本屋大賞」をピックアップしてみました。ぜひご覧ください。

新卒採用活動の効率化を重視し、大学内説明会を中心に行う企業が増加
トイレ潜入の職員を懲戒解雇　岩手大学
教え子の論文“盗用”で教授を懲戒処分 金沢大学
神戸大留学生のＩＤ流出 第三者が不正アクセス
★Pickup★（雨の日は読書でも）「2014 年本屋大賞」結果発表！

【監査ニュース】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/tantou-HP/news/news-top.htm

内 部 監 査 情 報

・「平成２６年度内部監査基本計画」を公表！！　～今年度の重点項目は４項目！～

「平成26年度内部監査基本計画書」が承認されました。
この「内部監査基本計画書」には、監査の方針、今年度の重点事項等が記載されており、監査室で実施する内部監査は全てこの「内部監査基本計画書」に基づいて実施されます。
今年度の「内部監査基本計画書」の重点項目は４項目となります。（リンクよりご覧ください。）既に競争的資金の監査については、実施日程等を対象部局宛に照会させていただいているところですが、他３つの監査についても適時実施していくこととなります。
なお、「内部監査基本計画書」の重点項目に限らず、総長からの監査要請があった場合や社会的関心の高い事項については、機動的に対応し、臨時監査を実施することになります。

【内部監査基本計画書】の詳細は、コチラ↓

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

・「競争的資金の監査」の実施について

「平成26年度内部監査基本計画書」の重点事項として設定した４項目のうち、最初の監査となる「競争的資金の監査」を７月７日から８月２９日まで実施いたします。
「競争的資金の監査」は、例年、国及び独立行政法人等の資金配分機関から配分される競争的資金及び公募型の研究資金（以下「競争的資金等」という。）を対象に実施していますが、今年度は、事前に内部監査の必要な競争的資金等の把握を目的に全部局を対象とした「監査対象事業事前調査」を行いました。決算期のお忙しい中、調書作成や事務処理要領等の提出にご協力いただき、誠にありがとうございました。
監査対象部局は、科学研究費助成事業の対象部局である１２部局に上記事前調査の結果等に基づき選定した１０部局を加えた合計２２部局で、過去最大級の規模となることが判明しました！今年は例年以上にアツい夏になりそうです・・・。



さて、対象となっている部局の皆様には、既に日程照会の文書を送付し、ご回答いただいたところですが、実施日程が決定しましたら改めて通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

・「平成２５年度内部監査報告書」について

平成２５年度に実施いたしました内部監査について、標準会計監査、人事業務に関する監査及びフォローアップ監査に係る内部監査報告書については対象部局と意見調整が終了し、早々に総長へ報告予定となっております。また、「運営企画会議」、「部局長連絡会議」及び「事務連絡会議」への報告については６～７月を予定しており、その後、各部局長宛に内部監査報告書（部局別詳細報告書）の写しを送付させていただく予定となっております。

※今後報告する予定の内部監査報告書
平成２５年度内部監査（標準会計監査）
平成２５年度内部監査（人事業務に関する監査）
平成２５年度内部監査（フォローアップ監査）

監 事 監 査 情 報

・平成２６年度監事監査計画について

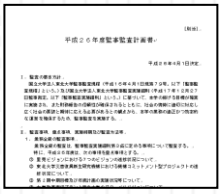
はじめに、本年４月１日付けで監事が交代しているので、ご紹介いたします。

新監事	小　林　邦　英
	藤　田　宙　靖
前監事	中　西　八　郎
	西　川　知　雄

さて、本学における監事監査は、国立大学が法人化されて以降、毎年、監事監査計画書

を作成して行ってきました。しかしながら、これまでは、主に、本部事務機構での業務を監査してきたことから、学内での認知度は低いものと推定されます。監事監査について説明できる機会をいただき感謝申し上げます。

そもそも監事監査は、本学監事監査規程で定める「本学の業務運営状況、業務執行状況及び会計処理状況の実態を把握し、関係法令等に基づく適正な執行状況等について監査することにより、本学の業務の適切かつ効率的な運営を確保することを目的とする。」ことによるものであります。



ココをクリック！

さて、平成２６年度の監事監査計画書は別紙のとおり作成し、平成２６年５月７日に総長に提出いたしました。また、平成２６年５月２０日に開催された部局長連絡会議で報告しております。

今年度の重点事項は、下表のとおり８項目としています。

重点事項	内容
１：里見ビジョンにおける７つのビジョンの進捗状況について	示された７つのビジョンについて、それらの実現に向けた重点戦略や主要施策が適正に展開されているか等、その後の進捗状況等について監査を行うものです。
２：東北大学災害復興新生研究機構における機構コミットメント型プロジェクトの進捗状況について	８つの大型プロジェクトが適正かつ効率的な遂行がなされているか等、その後の進捗状況等について監査を行うものです。
３：第2期中期目標及び年度計画の実施状況等について	本学の取組状況等について監査するものです。
４：大学改革実行プランと東北大学のグローバルビジョンについて	文部科学省は「大学改革実行プラン」及び「国立大学改革プラン」を公表し、第三期中期目標の策定・中期計画の認可へ結びつけるとされております。 大学改革の取り組みを中心に、里見ビジョンと密接な関係を持つ部局ビジョンを含めた東北大学グローバルビジョンの進捗状況について監査するものです。
５：高度教養教育・学生支援機構及び高等研究機構（仮称）の設置について	本年４月に設置された高度教養教育・学生支援機構及び設置が予定されている高等研究機構（仮称）の組織運営体制の機能状況等について監査するものです。
６：公的研究費の不正使用防止及び研究活動における不正行為に対する対応状況について	本学では、すでに「公正な研究活動のための東北大学行動規範」等策定されておりますが、組織としての責任体制を確立する及び不正事案に関する組織の管理責任の明確にする等文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正を受けた本学での対応状況及び監視或いは啓蒙活動の状況について監査するものです。 さらに、科学研究費補助金等公的研究費の適正な使用の確保について、本学での取り組みを監査します。
７：個人情報の取り扱いについて	本学においては、多種、多量の個人情報を有しており、管理状況、運用状況、教育・啓蒙活動等対応状況を監査するものです。 この項目は、平成１７年度から平成２０年度まで重点事項として取り上げておりましたが、昨年、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から、国立大学法人評価委員会への意見通知の一つとなっていることから、今年度の重点事項として監査するものです。
８：監事監査における監事意見への対応状況のフォローアップについて	これまで実施してきた監事監査のフォローアップを行うものです。

監査を実施する際には、質問事項を作成してお願いすることとしております。ご協力をお願いいたします。

【監事監査計画書】の詳細は、コチラ↓

……

http://www.bureau.tohoku.ac.jp/audit/kansa-keikaku/kansa-keikaku-top.htm

……

連　載　企　画

解決！！クロネコさん



「解決！！クロネコさん」は、大学に採用されて間もない新社会人の視点から、疑問に思うことやよくわからないこと、内部監査事例集に掲載されている項目を掘り下げて紹介していくコーナーで、前年度の「How to 東山クン！！」のコーナーを引き継ぐものです。

今回は、**「会計監査人監査と会計検査はどちらも会計に関することを対象としている外部監査のようですが、どう違うのでしょうか？また、会計検査は、なぜ会計「監査」ではなく「検査」なのでしょうか？」**というお題で始めさせていただきます。

どうぞ、最後までお付き合いください。

先月号のおうでぃっとめーるでは、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）を対象として実施されている主な「監査」のうち、監査室で実施している「内部監査」をピックアップして紹介しましたが、今回は下表において赤枠で囲った「外部監査」（①会計監査人監査、②会計検査）を取り上げたいと思います。

区　分	内部監査（広義）		外部監査	
	内部監査	監事監査	会計監査人監査①	会計検査②
主　体	本学内部の者		本学の外部の者	
	監査室職員	監　事	公認会計士	会計検査院
総長との関係	総長に直属		総長から独立	
	総長が任命	文科大臣が任命	文科大臣が選任	内閣が任命
目　的	本学の業務の遂行状況をチェックし、業務改善の要否等について総長に報告する（総長の補助者）	本学の業務の運営実態を把握し、総長による本学の経営状況をチェックする。（総長のお目付け役）	本学の財務諸表等に重大な虚偽等がないかどうかチェックする。	税金を原資とした運営費交付金により運営されている本学の会計経理を監督し適正を期し是正を図る。
報告先	総　長			国　会
対　象	本学の業務全般		本学の会計	
	本学における下記の業務を除くすべての業務 ①経営の意思決定に関すること ②教員が行なう個々の教育研究に関すること	本学におけるすべての業務	財務諸表、事業報告書（会計部分のみ）、決算報告書	国もしくは国が資本金の二分の一以上を出資している法人の会計
根　拠	内部監査規程（任意監査）	国立大学法人法（法定監査）	国立大学法人法（法定監査）	会計検査院法

①会計監査人監査

会計監査人監査は、国立大学法人法に基づき、文部科学大臣が選任した会計監査人である監査法人が、本学の**財務諸表等に重大な虚偽等がないかチェックすることを目的に実施する**外部監査です。

会計監査人の選任にあたっては、本学において、国立大学法人の監査・支援実績、監査実施の基本方針及び監査費用の見積額等の費用対効果等を勘案した上で候補者を選定し、監事の同意を得て文部科学省へ提出する「会計監査人候補者名簿」に基づき、文部科学大臣が選任しています。

本学においては、国立大学法人化の平成 16 年度以降、「新日本有限責任監査法人」が毎年、文部科学大臣による選任を受け、会計監査人監査業務を担っています。また、毎年度

の監査終了後、当該監査法人より本学に対して以下のような意見が提出されています。

≪監査意見≫
当監査法人は、財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人東北大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
（『独立監査人の監査報告書』（H24 年度版）より抜粋）

このようなお墨付きがなければ、本学の財務諸表は文部科学大臣の承認を受けることができません。つまり、会計監査人監査は、**『財務諸表の適正性を担保する』**ために実施されているのです。

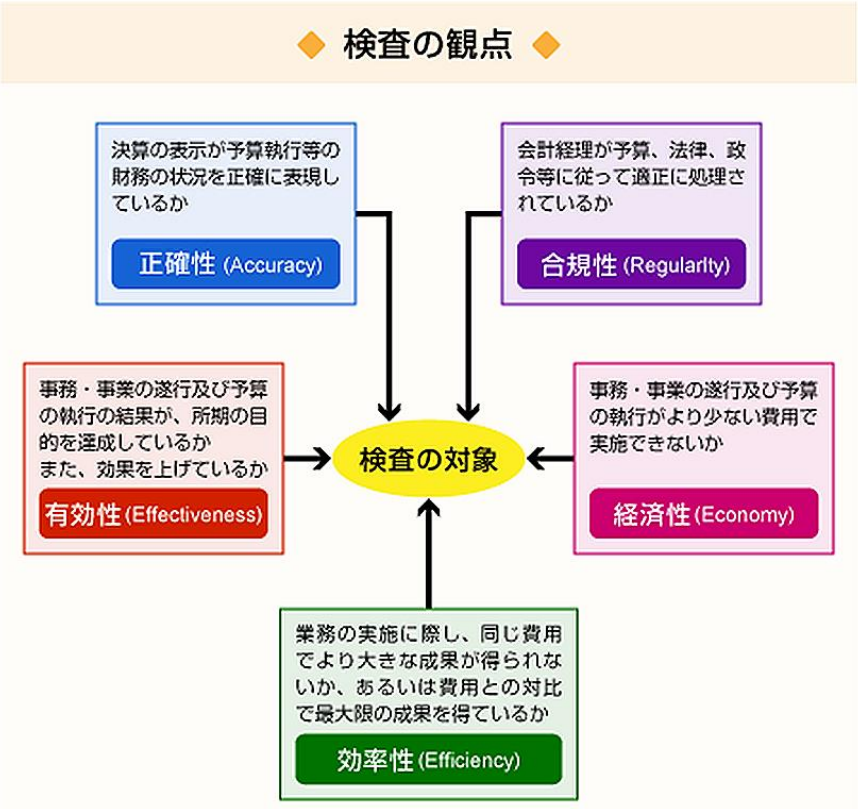
②会計検査

会計検査は、会計検査院が、**国からの補助金等、主に国民の税金を原資として運営されている機関における会計が適正に行われ、補助金等が無駄なく有効に使われているかチェックすることを目的に実施する**外部監査です。

会計検査の対象は、国の収入支出の決算のほか、国が出資している政府関係機関・独立行政法人等の会計、国が補助金等の財政援助を行っている地方公共団体の会計等、多岐にわたります。

次に会計検査の方法ですが、主に、庁舎内で検査対象機関から提出された計算書や証拠書類を検査する「書面検査」と、検査対象機関の事務所や事業が実際に行われている現場に出張して行う「実地検査」の二つの方法があります。本学に当てはめると、前者の実例としては、会計検査院の定める「計算証明規則」に基づき、財務部財務決算室より毎月会計検査院へ提出している合計残高試算表や証拠書類等、月次決算関係書類の検査があります。また、後者の実例としては、去る５月２８日～３０日の日程で行われた会計実地検査が挙げられます（各種調書の作成や、部局によっては直接の検査対応を求められた方もいらっしゃるかもしれません。関係者の皆様、大変お疲れ様でした）。

なお、会計検査の実施にあたっては、社会経済の動向や国民の関心などに留意した上で、年度ごとに「会計検査の基本方針」及び当該方針に基づく「検査計画」が策定されますが、ここで、基本方針に定められている“検査を行う際の５つの観点”をご紹介します。



※経済性、効率性及び有効性の検査は、それぞれの英語の頭文字が「E」であることから、総称して「3E 検査」と呼ばれています。

会計検査は、この５つの観点に重点を置いて実施され、検査後、検査結果の分析・検討

を経た上で、１年間に実施した検査の成果を明らかにした報告書である「検査報告」が作成されます。この「検査報告」には、検査の結果、①法令や予算に違反し又は不当と認めた事項、②不適切・不合理な事態について改善の意見を表示し又は処置を要求した事項などが記載されています。昨今、本学について以下の事項が「検査報告」に記載されたことは記憶に新しいのではないでしょうか。

・教員等個人宛て寄附金の経理が不当と認められるもの（平成 23 年度決算検査報告：不当事項）（http://report.jbaudit.go.jp/org/h23/2011-h23-0937-0.htm）

・災害復旧事業により購入するなどした研究設備について、各研究室等が講じた地震対策の実施状況を十分に把握して分析するなどした上で、地震対策の具体的な実施方法等を整理した指針を策定するなど、全学として地震対策を講ずる体制を整備するよう意見を表示したもの（平成 24 年度決算検査報告：意見表示事項）
（http://report.jbaudit.go.jp/org/h24/2012-h24-0835-0.htm）

この不当事項や意見表示事項については、その後の会計検査でフォローアップが行われることで、検査結果の実効性を高めています。なお、本学が改善のために行った是正措置等の状況は、改めて「検査報告」に記載されることになります。（内部監査同様、指摘を行うだけでなく、その後の是正状況等を確認する**フォローアップが重要**なのです！）

最後になりましたが、「会計検査は、なぜ「監査」ではなく「検査」なのか？」という難題について調べてみました。あるウェブサイトでは、「我が国では、国等の行政機関に対する会計の監査を「会計検査」、民間企業に対する監査を「会計監査」と呼ぶのが一般的」との説明がありましたが、明確な答えは見つからず悩んでいたところ、上司の所有していた書籍にそのヒントが隠されていました。

その書籍は、国の機関の監査を①内部監査（各府省庁等の内部に設置された監査部門による監査）と②国の機関から独立した機関による監査（会計検査院によって行われる**検査**）の２つに区分した上で、「**会計検査院による監査は、検査と呼ばれる。**」との注釈が付されていました。ここで、原点に立ち返って会計検査院のホームページを見てみると、「会計検査院は、（中略）憲法上の独立した機関」との記載があり、その根拠として日本国憲法第 90 条と会計検査院法第 1 条が引用されていました。会計検査院は、重要な職務を他から制約されることなく厳正に果たせるよう、内閣から独立しており、その独立性を保障するため、会計検査院法によって会計検査に関する規則制定権が保障されているのです。

（日本国憲法　第 90 条）
第１項　**国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し**、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。
第２項　会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

（会計検査院法　第１条）
会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する。

皆さん、もうお気づきかと思いますが、「会計検査は、なぜ「監査」ではなく「検査」なのか？」という質問の答えは、「**日本国憲法により、監査ではなく、『検査』をする旨、規定されているから**」ということになります。逆に言えば、「会計検査」とは、会計検査院が行う検査にのみ使用する用語なのです。憲法上に定めのある会計検査院は、改めてスゴイ機関なんだということを実感しました。

（監査室　K）

お　知　ら　せ

シリーズ監査室の挑戦！！ ①

・「勘査」から「監査」へ　～ 内部監査品質管理評価レポートの作成 ～

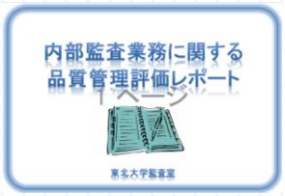
平成２６年度より内部監査に係る業務基盤の整備を目的に、**「内部監査の品質評価」**を実施することとしました。これにより、監査業務の問題点を見出し、それを改善することで、より一層効果的な監査業務が行えるよう監査体制の強化を進めていきます。

ところで皆さんは、**「勘査」**という言葉をご存知ですか？辞書などで調べると「他と突き合わせて調べること」というような意味が書かれていますが、ここでの意味は、本来の意味ではなく、読んで字のごとく「勘」に基づく「監査」という意味です。



これまでの内部監査業務は、規程等で監査基準等を定めているものの、監査スタッフのスキルに依っているところが多く、監査担当者に異動があると監査のスタイルや監査内容が変わってしまうことも、しばしば見受けられ、まさしく「勘査」状態でした。

昨今、大学を取り巻く環境が変化するとともに、監査業務に対する期待も多岐に渡るようになり、これまでのような監査体制では、対応が困難になってきました。そこで、「一般社団法人日本内部監査協会」が定めた「内部監査基準」を準用し、本学の内部監査業務の内部評価を行うことにより監査体制を再構築することで、内部監査の品質向上及び内部監査業務の改善を行うこととしました。



現在、平成２５年度を評価対象期間として、内部評価を実施しているところであり、内部評価の詳細を記載した**「（仮称）内部監査業務に関する品質管理評価レポート」**については、後日公表する予定です。これまで、監査室の設立以来培ってきた知識や経験を基盤に、今回実施する内部評価結果に基づき監査体制を整備することにより、監査基盤の強化が行えることになると考えております。

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「無謀な試み」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

今年、**「ブルベ」**に挑戦しようと思っています！…といっても、おそらく“おうでぃっとめーる”読者様の大半は、**「ブルベってなに？？」**と思われるかもしれませんので、簡単にご説明いたします。

「ブルベ」とは、**“自転車で膨大な距離を制限時間内に完走することを目的とする大会”**のことで、東北でも複数の大会が開催されています。

例えば、400km の大会を例に挙げれば「岩出山→酒田→由利本荘→湯沢→新庄→鳴子→岩出山」（400km）を 27 時間で走らなければならないなど過酷を極めるものとなっております。

私は、ある理由から、この類の長距離走には他ならぬ**思い**があり、今年ぜひとも挑戦し、走破したいと考えております。

距離	制限時間
200km	13.5時間
300km	20時間
400km	27時間
600km	40時間
1,000km	75時間
1,200km	90時間
1,400km	116時間40分

私は 3 年前の春に初めて競技用のロードバイクを購入し、まもなく**無謀な試み**を企てました。

それは、**ゴールデン・ウィークに山形県米沢市まで自転車で帰省**するというものです。

私が利用する iPhone には地図機能やナビ機能が付属しているのですが、それによれば、仙台から米沢市への経路は**“国道 4 号を進み、白石市から七ヶ宿方面に抜ける経路が最短である”**と表示されており、総距離は**約 130km** とのことでした。



当時の私は何を思ったかというと「**余裕でイケル！**」と思い、「30km/h なら 5 時間でお釣りが来るやん！」など、非常に**甘～い計算**をして正午に家を飛び出しました。

意気揚々、5 月の心地よい風を感じながら、しばらく快適なサイクリングを楽しみました…**が、**岩沼市到着時点で既に 14 時（2 時間経過）、しかも米沢までの残りの距離は約 100km 程度。見込みの甘さを頭の片隅に感じつつも、出発時間に少し余裕があったことや、もう引き返せないという思いから、iPhone のナビに従って蔵王に進む国道 457 号にハンドルを切りました。

その後は**悲惨**でした。

iPhone のナビは山道等を全く勘案していないため、素人（当時）では到底登れない急勾配の傾斜が延々と続き、私は自転車を押しながら蔵王を登ることになりました。



こうなると、徒に時間は過ぎるうえ、米沢までの距離は少しも縮まらず、キツネ村の前を通過する地点で既に夕暮れを迎えました。

しかも、標高が高くなるにつれて気温は低くなり、民家も街灯もなくなり車も通過しないほか、時折は鳥獣の鳴き声が響き渡るなど「熊が出てきたらどうしよう」といった**不安**もよぎりましたが、今更、引き返すこともできません。



いよいよ 20 時を過ぎ、完全に陽は沈んで真っ暗闇。自転車を押して蔵王を登ったことから、体は完全に疲労困憊。ようやく七ヶ宿に繋がる道路（国道 51 号）近辺まで到着したものの、米沢まで残り 60km。

自転車のライトではほとんど視界はなく、僅かに見える路側帯を頼りに進んでいましたが、あるところで道が二手に分かれていました。

「道を間違えれば後はない、どちらに進めばいいか…」と思い悩み、ナビを見ようとしたところ、iPhone は電池切れ。（GPS 酷使に伴い、電池の消耗が激しかったようです。）

ここで、私の無謀な試みは終了しました…。（その後、1km 先の民家に駆け込んだところ、麓まで送ってもらうことができました。）

この一件以来、いつかは東北の山々に自転車で再挑戦し制覇したいと考えており、今年の「ブルベ」挑戦に至るわけです。

さて、よく仕事において「**段取り 8 割（成功するかどうかの 80%は準備で決まる）**」という言葉を耳にしますが、この一件で段取り等の重要性を痛感した私は、**①何事にも余裕をもつこと、②段取りを入念に行うこと、③甘い算段はしないこと**を日々の業務で心がけるようになりました。（まだまだ至らないところだらけですが…）

今般、内部監査基本計画書も策定され今年度の重点事項も発表となったほか、私自身も監査室に配属されて 3 年目となりますので、日々の業務について上記 3 点に留意し尽力することで、監査業務に貢献していきたいと考えております。



iPhone アプリで似ている芸能人が
「ジャッキー・チェン」と表示された
監査室　N 幹事

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめ～る」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】

東北大学監査室

０２２－２１７－４８７４（監査室長：金子）

０２２－２１７－５６８０，４８８０（佐藤、荒澤、菊地、西川、佐川）

【メールでのお問い合わせ】

東北大学監査室

kansa@bureau.tohoku.ac.jp

Copyright(C) Audit Office,Tohoku University . All rights reserved.
本メールの無断転載を禁止します